# <sup>第81</sup>』 定時株主総会 **招集ご通知**

2021年4月1日から2022年3月31日まで

## 日時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

## 場所

東京都中央区明石町6番17号 当社5階会議室

## ニッコンホールディングス株式会社

証券コード:9072

# **NIKKON**

## ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染予防の観点から、同封の「議決権行使書」のご返送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場は極力お控えいただけますようお願い申しあげます。株主総会の模様は、インターネット配信に

よるライブ中継でもご覧いただけます。

## 目次

■ 第81回定時株主	∃総会招集ご通知 1
■株主総会参考書	類8
第1号議案	定款一部変更の件
	取締役(監査等委員である取締役を 除く。) 7名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の作
(添付書類)	
■事業報告	24
■連結計算書類	40
■ 計算書類	42
■ 監査報告書 …	44

## 株主各位

東京都中央区明石町6番17号 ニッコンホールディングス株式会社 代表取締役社長 黒岩 正 勝

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、折り返しご送付くださるか、又はインターネットウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)より議決権をご行使くださるようお願い申しあげます。

本株主総会につきましては、開会から閉会までの状況をインターネットにてライブ中継いたします。詳細は4頁をご覧ください。

敬具

記

- **1.日 時** 2022年6月29日(水曜日)午前10時
- **2. 場 所** 東京都中央区明石町 6 番 1 7 号 当社 5 階会議室
- 3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第81期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件

> 2. 第81期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

## 4. 議決権行使について

- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(3) 株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nikkon-hd.co.jp/ir/stock/general\_meeting\_doc/)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「主要な事業所」「新株予約権等の状況」「会計監査人に関する事項」「会社の体制及び方針」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書|「個別注記表|
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(https://www.nikkon-hd.co.jp/)に掲載いたします。
- ◎株主様へのお土産はご用意しておりません。

## 本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願いいたします。

#### 1. 株主の皆様へのお願い

- ・本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。
- ・書面又はインターネット等による議決権行使につきましては、5頁から7頁をご参照ください。
- ・本年も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を広げること から、ご用意できる席数が例年よりも大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場い ただいても、入場をお断りする場合がございます。
- ・本株主総会へのご出席を予定されている株主の皆様におかれましては、当日までの健康 状態にご留意いただき、くれぐれもご無理なさいませんようお願いいたします。

## 2. 当社対応について

- ・会場入り口及び会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・壇上の当社役員・執行役員及び当社スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・本株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して進行する予定です。

## 3. ご来場される株主の皆様へのお願い

- ・ご来場の際は、マスクの持参・着用と消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。
- ・会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。また、体調不良と思われる方は、ご来場されないようお願いいたします。

なお、株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更 する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nikkon-hd.co.jp/) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。



## 株主総会インターネット参加のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近の みとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承 ください。

## 1. 配信日時

- ◎ 2022年6月29日 (水曜日) 午前10時から株主総会終了まで
  - ※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。
  - ※天変地異やライブ中継を担うスタッフの新型コロナウイルス感染等により、ライブ中継を配信できなくなる可能性がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイトにてご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

## 2. 視聴方法

- ◎ 視聴URL: https://v.srdb.jp/9072/2022soukai/ 視聴URLにアクセスした後、下記ID・パスワードの入力をお願いいたします。
  - 1)ID:
  - ②パスワード:
- ②ハスァード・ ◎ インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主 様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いた だきますようお願い申しあげます。



- 3. インターネット参加にかかるご留意事項
- (1)本総会のライブ中継においては、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。したがって、本総会のライブ中継の視聴をもって、会社法上の株主総会への出席とは認められませんのでご了承ください。

議決権につきましては、5頁から7頁にてご案内の方法により事前にご行使くださいますようお願い申しあげます。

- (2)ご使用のパソコン環境(機種、性能等)やインターネットの接続環境(回線状況、接続速度等)により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- (3)ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- (4)ライブ中継の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの無断公開は固くお断りします。
- 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
  - ◎ 株主総会当日に限りお問い合わせ窓口を設置いたします。ご不明点がある方は、下記にお問い合わせください。
    - 0120-793-032 (株主総会当日の午前9時から株主総会終了まで)

## 議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

## ■株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

## 株主総会開催日時

2022年6月29日(水曜日)午前10時

## ■株主総会へのご出席をお控えいただく場合



## 11 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

## 行使期限

2022年6月28日(火曜日)午後5時30分必着



## 2 インターネット等による議決権行使

後記(6頁~7頁)のインターネット等による議決権行使のご案内をご高 覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

## 行使期限

2022年6月28日 (火曜日) 午後5時30分まで



## スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の 入力が不要になりました!

■当日ご出席の場合は、郵送 (議決権行使書) またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンま たはパソコン等から議決権行使ウェブサイト(https:// evote.tr.mufg.jp/) にアクセスいただき、画面の案内に従 って行使していただきますようお願いいたします。

## 議決権行使期限

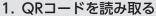
2022年6月28日(火) 午後5時30分まで

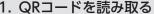


## ■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パ スワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。







お手持ちのスマートフォン にて、同封の議決権行使書 副票(右側)に記載の「ロ グイン用QRコード」を読み 取る。

## 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が 表示されるので、議決権行 使方法を選ぶ。

## 3. 各議案の賛否を選択

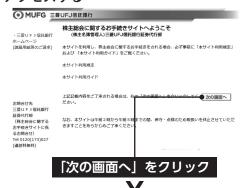


## ご注意事項

スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードで のログインができない場合には、パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。 ご不明な点等がございましたら次頁のヘルプデスクへお問い合わせください。 議決権行使ウェブサイトは毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

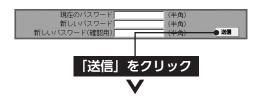
1. 議決権行使ウェブサイトに アクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側) に記載された「ログインID」及び「仮パス ワード | を入力



3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を ご入力ください。

## 議決権行使ウェブサイト **V**



https://evote.tr.mufg.jp/

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

## ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株 主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変 更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮 パスワード」をご通知いたします。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金等)は、株主様のご負担とな ります。また、スマートフォン等をご利用の場合は、パ ケット通信料・その他スマートフォン等利用による料金 が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担と なります。

## 【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

**ത്ത** 0120-173-027

(通話料無料、受付時間:9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

#### 第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料 の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (2) 取締役会及び監査等委員会招集の通知を発する期日についての定めを明確にするため、現行定款第23条 (取締役会の招集) 及び第30条 (監査等委員会の招集) に記載の「3日前」を「3日前まで」に改めるものであります。
- (3) その他、字句の修正及び定款全般について読点の変更等を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更案
第1条〜第15条(現行どおり)
(削除)

現行定款 変更案 (新設) (電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につい

第17条~第19条(条文省略)

(取締役の員数,選任方法)

第20条(条文省略)

第21条~第22条(条文省略)

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会|第23条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会 日の3日前に通知を発する。

ただし、緊急の必要のあるときは、この 期間を短縮することができ、また、取締役 の全員の同意があるときは、招集の通知を 発しない。

第24条~第29条(条文省略)

(監査等委員会の招集)

る。監査等委員は、各監査等委員に対し、 会日の3日前に通知を発して監査等委員会 を招集する。ただし、緊急の必要のあると きは、この期間を短縮することができ、ま た、監査等委員全員の同意があるときは、 招集の通知を発しない。

て、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部又は一部に ついて、議決権の基準日までに書面交付請 求した株主に対して交付する書面に記載し ないことができる。

第17条~第19条 (現行どおり)

(取締役の員数及び選任方法)

第20条(現行どおり)

第21条~第22条(現行どおり)

(取締役会の招集)

日の3日前までに通知を発する。ただし、 緊急の必要のあるときは、この期間を短縮 することができ、また、取締役の全員の同 意があるときは、招集の通知を発しない。

第24条~第29条 (現行どおり)

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会は、各監査等委員が招集す│第30条 監査等委員会は、各監査等委員が招集す る。監査等委員は、各監査等委員に対し、 会日の3日前までに通知を発して監査等委 員会を招集する。ただし、緊急の必要のあ るときは、この期間を短縮することがで き、また、監査等委員全員の同意があると きは、招集の通知を発しない。

現行定款	変更案
第31条~第38条(条文省略)	第31条~第38条 (現行どおり)
附則	附則
第1条(条文省略)	第1条 (現行どおり)
(新設)	(電子提供措置等に関する経過措置)
	第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等
	のインターネット開示とみなし提供)の削除
	及び変更後定款第16条 (電子提供措置等)
	の新設は、2022年9月1日から効力を生
	<u>ずるものとする。</u>
	2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月
	末日までの日を株主総会の日とする株主総会
	については、変更前定款第16条(株主総会
	参考書類等のインターネット開示とみなし提
	供)はなお効力を有する。
	3. 本条は、2023年3月1日又は前項の株
	主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれ
	<u>か遅い日後にこれを削除する。</u>
(以上のほか、定款条文中の読点を全て、現行の「,」	から「、」に変更する。)

#### 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

当社の現任取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役を含め取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	   現在の当社における地位、担当	取締役会 出席回数
1	再任 黒岩 正勝	男性	代表取締役社長 社長執行役員	14回/14回 100%
2	再任 大 岡 誠 司	男性	代表取締役 専務執行役員	14回/14回 100%
3	再任 枩田 泰典	男性	取締役 常務執行役員	13回/14回 93%
4	再任 本橋 秀浩	男性	取締役 執行役員	10回/10回 100%
5	再任 山田 起王威	男性	取締役 執行役員	10回/10回 100%
6	再任 社外 高麗愛子	女性	社外取締役	9 回/10回 90%
7	新任 社外 尾関竜太郎	男性	_	_

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1 再任	(1951年2月2日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1973年 3 月 当社入社 1981年 9 月 当社鈴鹿センター営業所長 1986年 6 月 当社取締役 1989年 6 月 当社常務取締役 1994年11月 A.N.I. LOGISTICS, LTD.社長 1999年 6 月 当社専務取締役 2003年 1 月 NK PARTS INDUSTRIES, INC.会長兼社長 2009年 4 月 当社営業本部長 2009年 6 月 当社代表取締役社長 2011年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役会長	405,116株
		【取締役候補者とした理由】 黒岩正勝氏は、代表取締役社長として、経営の監督を適切に行って締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明役会の意思決定の機能を高めております。また、当社における海外な業務経験を有し、社長執行役員として経営の指揮を執り、企業社運営を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。これらのことから、長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材を続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。	明を行い、取締 外を含めた豊富 里念に基づく会

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
2 再任	大 間 誠 司 (1960年6月30日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1983年 3月 当社入社 1992年10月 当社狭山梱包センター営業所課長 1998年 8月 A.N.I. LOGISTICS, LTD.出向 2007年 6月 当社KD梱包営業所長 2009年 7月 当社梱包営業部長兼KD梱包営業所長 2011年 4月 当社梱包営業部長兼東京事業部長 2011年 6月 当社梱包営業部長兼東京事業部長 2014年 1月 当社梱包営業部長兼東京事業部長第五営業部長 2015年 9月 当社執行役員退任 2015年10月 日本梱包運輸倉庫㈱執行役員 2016年 4月 当社取締役 執行役員 2016年 7月 当社国内事業部長 2017年 6月 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役 社長執行役員 2021年 4月 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役社長(現任) 2021年 6月 当社代表取締役 専務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役社長 【取締役候補者とした理由】	17,693株
		大岡誠司氏は、海外を含めた物流事業及び通関事業等に従事し、管 するなど、当社における豊富な業務経験と経営全般及び運営業務に 有しております。	
		これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切なノ 引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	人材と判断し、

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3 再任	表 田 泰 典 (1959年3月9日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席13回	1982年 3月 当社入社 1997年11月 当社経理部次長 2000年 6月 NK PARTS INDUSTRIES, INC.出向 2007年 6月 当社経理部長(現任) 2009年10月 当社関係会社管理部長 2012年 4月 当社執行役員 2012年 6月 当社取締役 執行役員 2019年 4月 当社法務部長(現任) 2019年 6月 当社不動産事業部担当(現任) 2021年 4月 当社取締役 常務執行役員(現任) 【取締役候補者とした理由】 枩田泰典氏は、海外を含めた財務・経理関連業務に従事し、経理部	27,128株 27,128株 8長等を歴任す
		るなど、当社における豊富な業務経験があり、管理・運営業務に関しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切なり 引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	関する知見を有
4 再任	本 橋 秀 浩 (1965年1月14日生) 取締役会出席回数 開催10回/出席10回	1988年 3月 当社入社 2010年 7月 当社岡山営業所長 2014年 6月 当社人事部長兼情報管理部長 2015年 4月 当社執行役員 2015年 4月 当社勤労部長兼健康開発センター長 2015年 9月 当社執行役員退任 2015年 10月 日本梱包運輸倉庫㈱執行役員 2020年 4月 当社執行役員 2021年 6月 当社取締役 執行役員 (現任) 2021年 7月 当社総務部管掌(現任) 2021年 7月 当社グループ管理部長(現任)	11,746株
		【取締役候補者とした理由】 本橋秀浩氏は、主に人事・情報管理関連業務に従事し、人事部長等 ど、当社における豊富な業務経験があり、管理・運営業務に関する おります。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切なり 引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	る知見を有して

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
5 再任	***	1980年 4月 三菱商事㈱入社 2001年 4月 MC Metal Service Asia (Thailand) Co,. Ltd.社長 2009年11月 Solutions Usiminas副社長 2013年 4月 三菱商事㈱理事鉄鋼製品本部長 2016年 4月 ㈱メタルワン常務執行役員 兼Metal One Holdings America, Inc.社長 2017年 4月 ㈱メタルワン副社長執行役員 兼Metal One Holdings America, Inc.社長 2019年 5月 当社入社 営業企画室長 (現任) 2020年 4月 当社執行役員 2021年 4月 経営企画部担当 (現任) 2021年 6月 当社取締役 執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) GINZAコンサルティング㈱代表取締役社長 NKインターナショナル㈱代表取締役社長	2,479株
		【取締役候補者とした理由】 山田起王威氏は、1980年に三菱商事株式会社に入社し、その後海会社の社長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見ます。2019年に当社に入社し、海外を含めたこれまでの経験を海業企画室長として力強いリーダーシップを発揮し、業容拡大に十分でおります。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切なり引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	職を有しており 舌かし当社の営 分な実績をあげ

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
6	高麗愛子 (1980年1月17日生)	2007年12月 弁護士登録(東京弁護士会) ルネス総合法律事務所入所 2019年1月 ルネス総合法律事務所パートナー弁護士(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ルネス総合法律事務所パートナー弁護士 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】	358株
	取締役会出席回数開催10回/出席9回	高麗愛子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、発業法務の実務に長年にわたり携わり、専門的な知見並びに幅広いがかし、引き続き当社のコーポレートガバナンスの強化やダイバーがの確な助言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監督してい期待しております。 これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするもので	田識と経験を活 シティについて いただくことを こ繋がるものと

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
7 新 任 社 外 独 立	章 関 竜 太 部 (1959年8月8日生)	1982年 4月 トヨタ自動車販売㈱ (現トヨタ自動車㈱) 入社 1996年 4月 トヨタ自動車㈱退社 1996年 5月 (㈱尾関入社 取締役 経営企画室長 2000年12月 同社代表取締役専務 営業本部長 2002年12月 同社代表取締役社長 (現任) 2003年 9月 (㈱ビュープランニング監査役 (非常勤) 2008年 2月 (㈱ヤマトメタル監査役 (非常勤) (現任) 2010年 5月 (㈱ビュープランニング取締役 (非常勤) 2019年 7月 東京薬業企業年金基金代議員 (現任) (重要な兼職の状況) (㈱尾関代表取締役社長 (㈱ヤマトメタル取締役 (非常勤) 東京薬業企業年金基金代議員	一株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 尾関竜太郎氏は、長年にわたり株式会社尾関の代表取締役社長をり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経験や指導していただくこと、独立した立場から取締役の職務の執行をだくことを期待しております。 これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	営に対する助言 を監督していた こ繋がるものと

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 高麗愛子氏及び尾関竜太郎氏は社外取締役候補者であります。

なお、高麗愛子氏は、当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が社外取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。尾関竜太郎氏は、当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏が社外取締役に選任され就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- 3. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
  - ①高麗愛子氏及び尾関竜太郎氏は、過去に当社又は当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。また、過去に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承又は譲り受けた株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

- ②高麗愛子氏及び尾関竜太郎氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
- ③高麗愛子氏及び尾関竜太郎氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者ではありません。
- ④高麗愛子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終 結の時をもって1年となります。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、高麗愛子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条 第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約 を継続する予定であります。

尾関竜太郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

#### 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

## 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社の現任監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査 等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位、担当	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
1	新任 坂 入 宏	男性	_	_	_
2	再任 社外 宮田 英 樹 独立	男性	社外取締役(監査等委員)	14回/14回 100%	14回/14回 100%
3	新任 社外 奥 田 哲 也 独立	男性	-	-	_

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1 坂 入 宏 (1957年12月10日生)	1981年 3 月 当社入社 1990年 4 月 当社和光営業所長 1996年 4 月 A.N.I. LOGISTICS, LTD.出向 2007年 6 月 当社KD営業部長 2009年 4 月 NK PARTS INDUSTRIES, INC.社長 2016年 6 月 当社グループ業務監査室長 2016年 7 月 当社総務部長 2018年 6 月 日本梱包運輸倉庫㈱監査役 (重要な兼職の状況) 日本運輸㈱監査役	5,954株	
		【取締役候補者とした理由】 坂入宏氏は、主に営業・監査業務に従事し、海外子会社の社長及で 監査室長等を歴任するなど、当社における豊富な業務経験があり、 務に関する知見を有しております。 これらのことから、当社の業務執行を適切に監督するのに適切な 監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものである	経営・監査業 人材と判断し、

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
2 再任 社外 独立	常田英樹 (1968年3月27日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回 監査等委員会出席回数 開催14回/出席14回	1990年 4月 大和土地建物株式会社入社 1993年 9月 お茶の水総合事務所入社 (現:税理士法人お茶の水税経) 1996年12月 税理士試験合格 1997年 4月 宮田英樹税理士事務所代表(現任) 1999年11月 社会福祉法人一寿会監事(現任) 2002年 4月 有限会社資産経営研究所取締役(現任) 2014年 6月 経済産業省経営革新支援機関認定 (認定者:宮田英樹) 2016年 6月 当社社外監査役 2018年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年 2月 経済産業省経営革新支援機関認定更新 (認定者:宮田英樹) 2021年11月 ㈱久保工監査役(現任) (重要な兼職の状況) 宮田英樹税理士事務所代表 (㈱久保工監査役)	7,110株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 宮田英樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、 豊富な経験と専門知識を有しており、引き続き主に財務及び会計 する的確な助言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査 だくことを期待しております。 これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化 判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任のであります。	並びに税務に関 ・監督していた こ繋がるものと

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3 新任 社外 独立	────────────────────────────────────	1984年 4月 運輸省入省 2002年 7月 国土交通省海事局総務課企画室長 2003年 9月 同省大臣秘書官 2004年 9月 同省大臣官房総務課企画官 2005年 8月 同省総合政策局交通消費者行政課長 2006年 7月 独立行政法人国際観光振興機構ロンドン事務所長 2008年 7月 国土交通省自動車交通局旅客課長 2009年 7月 同省航空局空港部空港政策課長 2009年 10月 同省航空局空港部首都圏航空課長 2011年10月 同省大臣官房人事課長 2013年 8月 同省航空局航空ネットワーク部長 2014年 7月 同省大臣官房総括審議官 2016年 6月 同省鉄道局長 2017年 7月 同省自動車局長 2019年 7月 同省退職 2019年 11月 一般財団法人運輸総合研究所専務理事(現任) (重要な兼職の状況) 一般財団法人運輸総合研究所専務理事(現任)	一株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 奥田哲也氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年輸行政に携わった経験及び見識を有しており、主に物流分野に関すと、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していたがしております。 このことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がし、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするす。	する的確な助言だくことを期待

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 宮田英樹氏及び奥田哲也氏は社外取締役候補者であります。

なお、宮田英樹氏は、当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である社外取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。奥田哲也氏は、当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 社外取締役候補者に関する事項

#### (1) 社外取締役候補者の独立性について

- ①宮田英樹氏及び奥田哲也氏は、過去に当社又は当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。また、過去に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承又は譲り受けた株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ②宮田英樹氏及び奥田哲也氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
- ③宮田英樹氏及び奥田哲也氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員 (業務執行者 であるものを除く。) の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者ではありません。
- ④宮田英樹氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、社外監査役として2年間在籍し、その後監査等委員である社外取締役に就任し、在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

#### (2) 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、宮田英樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条 第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約 を継続する予定であります。

奥田哲也氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

## 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

#### 《参考事項》

#### 社外役員の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として、当社グループの事業・経営環境及び企業理念を十分に理解していただき、誠実な人格で幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できることと考え、以下の要件のいずれにも該当しない者が独立性を有するものと判断します。

- 1. 当社グループの主要な取引先(注)の業務執行者、又は当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行者
- 2. 直近の事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える借入額がある当社グループの借入先の業務執行者
- 3. 直近3事業年度において、出資比率10%以上を超える当社の主要株主、若しくは上位10位以内の株主及び出資先の業務執行者
- 4. 直近3事業年度において、当社から平均して年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 5. 過去5年間において、上記1.から4.に該当していた者
- 6. 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族
- 7. 通算の在籍期間が8年を超える者
  - (注)主要な取引先とは、当社グループの取引先であって、その年間取引金額が直近3事業年度において、当社の連結売上又は相手方の連結売上の2%を超えるものをいう。

## (ご参考) スキルマトリックス

No	氏名	独立			₩₽II					
No.	C4	社外	企業経営	法務	財務会計	安全	国際性	人事  人材開発 デ	IT ゚ジタル	性別
1	黒 岩 正 勝		•		•		•	•	•	男性
2	大岡誠司		•		•		•			男性
3	恋 田 泰 典		•		•		•		•	男性
4	本 橋 秀 浩		•		•					男性
5	山田起王威		•		•		•			男性
6	高麗愛子	•		•						女性
7	尾関竜太郎	•	•							男性
8	坂 入 宏		•	•	•	•	•			男性
9	宮田英樹	•			•					男性
10	奥 田 哲 也	•				•	•			男性

※No.1から10までが、本議案の候補者となります。

以上

#### 添付書類

## 事業報告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種が進捗したことにより新規感染者数が減少し、一部持ち直しの動きが続いているものの、社会・経済活動は本格的回復に至らず、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

物流業界におきましては、慢性的な人手不足、競争の激化に加え、燃料価格の高騰など、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、国内では主に大型設備の梱包機能を備えた千葉県印西市及び大阪府茨木市の基幹拠点をはじめ、定温保管機能を備えた富山県高岡市及び物流機能を充実させた埼玉県寄居町及び群馬県太田市に新拠点を開設、保管能力の増強として岐阜県可児市、新潟県新潟市、愛知県瀬戸市、及び海外ではタイ国で倉庫を増設するなど、積極的な設備投資や営業活動を行ってきました。

また、空白エリアの補完及び新たな事業獲得を目的に福岡県北九州市を本拠地とする株式会社安川トランスポートの株式を取得し当社グループ傘下におさめました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、業務量の回復などにより1,981億59百万円 (前期比8.6%増)となりました。営業利益は、増収効果や業務の効率化などにより195億12百万円 (前期比7.3%増)となりました。経常利益は、営業利益の増加に伴い215億84百万円 (前期比4.9%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、147億41百万円 (前期比1.4%増)となりました。セグメント別の業績は次のとおりであります。

## 【事業別の状況】

## 運送事業

貨物取扱量の回復などにより、売上高は903億38百万円(前期比6.8%増)となりました。営業利益は、 燃料価格の高騰を受け、44億98百万円(前期比4.0%減)となりました。

## 倉庫事業

国内外で継続的に行ってきた倉庫の新増設の効果等により保管貨物量が増加し、売上高は346億円(前期比7.8%増)となりました。営業利益は、増収効果などにより80億50百万円(前期比6.6%増)となりました。

## 梱包事業

業務量の回復などにより、売上高は443億63百万円(前期比10.5%増)となりました。営業利益は、人件費や外注費等の増加などにより23億54百万円(前期比0.5%減)となりました。

#### テスト事業

業務量の回復などにより、売上高は218億63百万円(前期比6.8%増)となりました。営業利益は、増収効果や業務の効率化などにより37億39百万円(前期比33.1%増)となりました。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は278億89百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中の主な設備投資
  - ア. 営業車両につきましては、20億12百万円の設備投資を実施しました。
  - イ. 建物につきましては、154億69百万円の設備投資を実施しました。
  - ウ. 土地につきましては、64億53百万円の設備投資を実施しました。
  - エ. その他として建設仮勘定、機械装置等に、39億55百万円の設備投資を実施しました。

#### ② 当連結会計年度末現在継続中の主な設備投資

岩手県北上市、宮城県岩沼市、群馬県邑楽町、神奈川県厚木市、三重県鈴鹿市、滋賀県日野町に倉庫等を建設中であります。

## (3) 資金調達の状況

2022年3月10日に設備投資資金として普通社債100億円を発行いたしました。

#### (4) 他の会社の株式の取得

当社は2022年3月1日付で、株式会社安川電機の子会社である株式会社安川ロジステックが所有する株式会社安川トランスポートの株式のうち86%を取得しております。

## (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は緩やかな回復基調にありますが、原材料や燃料価格の高騰などによる経済への影響が懸念され、先行き不透明な状況が続くと思われます。

このような状況の中、2023年3月期は、中期経営計画「Challenge12」の最終年度を迎えます。将来の長期にわたるサステナブルな成長のため、これまでアフターコロナの回復需要を見据え、物流拠点の拡充等積極的な設備投資を実施し、回復需要を逃さない体制を築いてまいりました。これら強化した地域ネットワークの活用により、ダブル連結トラック等の幹線輸送と物流拠点が全国をカバーし、従来以上に顧客ニーズに応えることが可能となりました。コロナ禍で足踏みした遅れを挽回すべく当該中期経営計画の目標達成に向けた基本戦略「国内・国際グループシナジーの創出」をはじめとする施策に取り組んでまいります。

ESGの取り組みにつきましては、課題として「環境問題」「労働力不足」「ダイバーシティ」などの対応に努めてまいります。「環境問題」に対しては環境配慮車の導入・自家消費型太陽光発電設備の設置、「労働力不足」に対してはシステムの導入による省人化・ロボット化の推進・外国人労働者の活用、「ダイバーシティ」に対しては女性活躍のキャリアプランの策定・社内研修の実施などに取り組んでまいります。

将来の課題として、「自動車以外の他業界への顧客拡大」「国内・国際ネットワークの強化」などに注力し、企業価値のさらなる増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

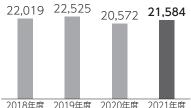
	区分		2018年度 (第78期)	2019年度 (第79期)	2020年度 (第80期)	2021年度 (当 期)
売	上	高	197,693	199,512	182,536	198,159
経	常  利	益	22,019	22,525	20,572	21,584
親会社	土株主に帰属する当期	月純利益	14,768	16,721	14,544	14,741
1 株	当たり当期斜	利 益	221円03銭	254円01銭	221円26銭	224円41銭
総	資	産	294,213	297,489	322,139	339,475
純	資	産	186,900	193,296	208,290	219,035

## 売上高 (百万円)

197,693 199,512 <sub>182,536</sub> **198,159** 

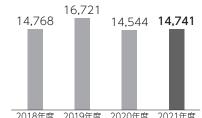
2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 (第78期) (第79期) (第80期) (当期)

## 経常利益 (百万円)



2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 (第78期) (第79期) (第80期) (当期)

## 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



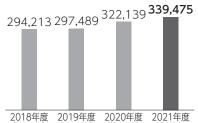
2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 (第78期) (第79期) (第80期) (当期)

## 1株当たり当期純利益 (円)



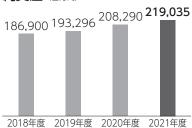
2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 (第78期) (第79期) (第80期) (当期)

## 総資産 (百万円)



2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 (第78期) (第79期) (第80期) (当期)

## 純資産 (百万円)



2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 (第78期) (第79期) (第80期) (当期)

## ② 当社の財産及び損益の状況

	X		分		2018年度 (第78期)	2019年度 (第79期)	2020年度 (第80期)	2021年度 (当 期)	
営	業		収	益	10,413	11,010	12,197	9,767	
経	常		利	益	9,444	9,958	10,864	8,843	
当	期	純	利	益	9,075	10,323	10,693	8,425	
1	株当た	り当	期純	利益	135円83銭	156円81銭	162円69銭	128円26銭	

#### 185.870 192.340 209.301 214.252 総 資 産 123,712 純 産 110,838 111,625 120,947

10.864

8,843

(当期)



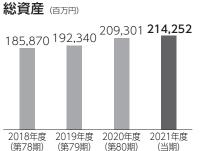


## 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 (第78期) (第79期)

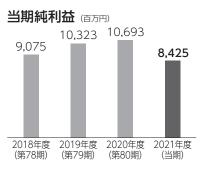
経常利益 (百万円)

9.444

9,958



(第80期)



(単位:百万円)

純資産 (百万円)



## 1株当たり当期純利益 (円)



## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況 該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主	要な	事業内容	Š
日本梱包運輸倉庫株式会社	百万円 500	100	運	送	事	業
株 式 会 社 日 本 陸 送	90	100	運	送	事	業
株式会社メイコン	48	100	倉	庫	事	業
日 本 運 輸 株 式 会 社	360	100	運	送	事	業
株式会社オートテクニックジャパン	40	100	テ	スト	- 事	業
中越テック株式会社	96	100	運	送	事	業
株式会社イトー急行	80	100	運	送	事	業
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	17百万米ドル	100	梱	包	事	業

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本梱包運輸倉庫株式会社	東京都中央区明石町6番17号	89,816百万円	214,252百万円

## ④ 企業結合の成果

前記の重要な子会社8社を含む連結子会社は51社、持分法適用会社は11社であります。当連結会計年度の連結売上高は1,981億59百万円(前期比8.6%増)、連結経常利益は215億84百万円(前期比4.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は147億41百万円(前期比1.4%増)であります。

## (8) 主要な事業内容

運送事業………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械・出版物等の輸送

倉庫事業………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の保管

梱包事業………流通加工・自動車部品等の納入代行・輸出梱包等の業務

テスト事業……四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・農業用機械等のテスト

その他事業……通関業・車両等の修理及び整備・石油製品の販売・損害保険代理業・不動産の売買、賃 貸及びその仲介管理・廃棄物の処理及び収集・発電及び売電に関する事業

	X		分		主 要 な 地 域
運	送		事	業	【北海道、宮城、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、富山、愛知、三重、大阪、 福岡、熊本
倉	庫		事	業	北海道、岩手、栃木、群馬、新潟、埼玉、静岡、愛知、三重、大阪、岡山、 福岡、宮崎
梱	包		事	業	群馬、埼玉、千葉、静岡、愛知、三重、熊本、米国オハイオ州
テ	ス	<b>\</b>	事	業	栃木、静岡、三重
そ	の	他	事	業	埼玉、東京、神奈川

## (9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

事業	事業の種類別セグメントの名称				従業員数	前期末比増減
					名	名
運	送		事	業	3,735	265 (増)
倉	庫		事	業	1,125	17 (増)
梱	包		事	業	5,004	162(増)
テ	ス	<b>\</b>	事	業	1,911	37 (減)
そ	0	他	事	業	186	6 (増)
全	社		(共	通)	708	44 (増)
合				計	12,669	457 (増)

(注) 上記は、正規従業員の状況であります。

## ② 当社の従業員

区	分	従	業 員 数		前期末比増減	平均年齢			平均勤続年数
				名	名			歳	年
男	性		18	3	2 (減)			43.9	16.6
女	性		12	2	3 (増)			38.4	10.4
合計又	ては平均		30	)	1 (増)			41.7	14.1

(注) 上記は、正規従業員の状況であり、日本梱包運輸倉庫株式会社からの出向者が含まれております。

## (10) 主要な借入先

		借		入		先			期	末	借	入	金	残	高	
																百万円
株	式	会	生 三	菱	U	F J	銀	行								11,300
株	式	会	社	武	蔵	野	銀	行								2,000
株	式	会	社	み	<b>₫</b> "	ほ	銀	行								900
株	式	会	社 三	Ē ‡	‡ 住	友	銀	行								600

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 152,000,000株

(2) 発行済株式の総数 68,239,892株(うち自己株式2,696,378株)

(3) 株主数 3,612名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への	出資状況
林 主 石	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,941	13.64
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,869	8.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,906	4.43
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,681	4.09
一般社団法人黒岩会	2,560	3.90
本田技研工業株式会社	2,449	3.73
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,018	3.07
いすゞ自動車株式会社	1,692	2.58
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,514	2.30
日野自動車株式会社	1,494	2.27

- (注) 1.当社は、自己株式2,696,378株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
  - 2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
  - 3.当社は株式報酬制度を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式26,900株は自己株式に含めておりません。

## 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	黒岩正勝	日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役会長
代表取締役專務執行役員	大 岡 誠 司	日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	杰 田 泰 典	経理部長、法務部長、不動産事業部担当
取 締 役 執 行 役 員	本橋秀浩	グループ管理部長、総務部管掌
取 締 役 執 行 役 員	山 田 起王威	営業企画室長、経営企画部担当、 GINZAコンサルティング㈱代表取締役社長、 NKインターナショナル㈱代表取締役社長
取 締 役	小 林 克 典	麹町パートナーズ法律事務所弁護士
取 締 役	高麗愛子	ルネス総合法律事務所パートナー弁護士
取 締 役 (常勤監査等委員)	金子和孝	中越テック㈱監査役、㈱イトー急行監査役、菱自運輸㈱監査役
取 締 役 (監査等委員)	宮田英樹	宮田英樹税理士事務所代表、㈱久保工監査役
取 締 役 (監査等委員)	味 岡 良 行	味岡法律事務所弁護士

- (注) 1.日常的な情報収集及び内部監査部門との連携等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを 通じて監査等委員会の活動の実効性を確保するため、金子和孝氏を常勤の監査等委員に選定しておりま す。
  - 2.取締役のうち、小林克典氏、高麗愛子氏、宮田英樹氏及び味岡良行氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 3.取締役小林克典氏、高麗愛子氏及び取締役(監査等委員)味岡良行氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4.取締役(監査等委員) 宮田英樹氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## 5.当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2022年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

	地位		氏		名		担当及び重要な兼職の状況	
執	行	役	員	黒	岩	慶	太	日本運輸㈱代表取締役社長
執	行	役	員	固	本	賢	=	PT. NIPPON KONPO INDONESIA取締役社長
執	行	役	員	阿	邊	隆	司	国内事業部長、日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役 副社長執行役員、 エヌケイエンジニアリング㈱代表取締役社長
執	行	役	員	長	濵	英	己	㈱メイコン代表取締役社長、㈱松久総合代表取締役会長
執	行	役	員	増	井	雅	彦	中越テック(株代表取締役社長、札幌新聞輸送(株)代表取締役社長、 中越輸送(株)代表取締役社長、 トランスポートジャパン(株)代表取締役社長
執	行	役	員	加	藤	善	啓	㈱イトー急行代表取締役社長
執	行	役		水	⊞Ţ	靖	之	NK PARTS INDUSTRIES, INC.社長、NK AMERICA, INC.社長、NKA TRANSPORTATION, INC.社長、NKA LOGISTICS, INC.社長、NKA CUSTOMS SERVICE, INC.社長、NKP MEXICO, S.A. de C.V.取締役会長、AUTO TECHNIC AMERICAS, INC.社長
執	行	役	圓	髙	$\blacksquare$	隆	幸	㈱オートテクニックジャパン代表取締役社長
執	行	役	員	重	盛	真	治	(株)日本陸送代表取締役社長、 (株)テクニックサービス代表取締役社長
執	行	役	員	松	島	孝	之	NIPPON KONPO VIETNAM CO., LTD.代表取締役社長
執	行	役	員	海	野	克	也	グループ業務監査室長、ニッコン情報システム㈱代表取締役社長
執	行	役	員	嘉	屋	本	敦	総務部、M&A推進室担当
執	行	役	員	닉	村	仁	志	海外事業部長

6.2022年4月1日付で以下のとおり執行役員に就任いたしました。

柴山 隆 執行役員 西村 敏永 執行役員

7.2022年3月31日付で以下のとおり執行役員を退任いたしました。

加藤 善啓 執行役員 重盛 真治 執行役員

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項 に定める最低責任限度額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

当社の取締役報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与及び株式報酬により構成されております。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

- イ. 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
  - ・当社の取締役の固定報酬は月額報酬で構成されております。
  - ・常勤、非常勤により支給内容、金額の配分を明確にしております。
  - ・月額固定報酬は前回の改定から2年を経過した取締役(社外取締役を除く。)について、物価上昇率を勘案して決定しております。
- ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬である役員賞与に係る指標は、将来の投資や株主還元の原資となる指標である「親会社株主に帰属する当期純利益」としており、その配分は一定割合を目途に株主総会終了後に支給しております。

非金銭報酬は、株式給付信託を用いた業績連動型株式報酬を制定しております。これは、役位及び取締役会によって決定される各事業年度の「親会社株式に帰属する当期純利益」の中期経営計画目標値の達成度等に応じて算出されたポイントに相当する株式等を退任時に支給するもので、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当事業年度の当社の「親会社株主に帰属する当期純利益」は14.741百万円でした。

エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割 合の決定に関する方針

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬、株式報酬のウェイトが高まる構成としております。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額3億円以内(うち社外取締役分年額24百万円以内とし、業績連動報酬を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されております。なお、第77回定時株主総会が終結した時点での取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、9名(うち社外取締役2名)です。

また、株式報酬は、2021年6月29日開催の第80回定時株主総会において、上記とは別枠として取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対し、1事業年度あたり27,000ポイント(1ポイント=1株)、40百万円以内をそれぞれ上限とした株式給付信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入することについて決議されております。なお、第80回定時株主総会が終結した時点での取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は、5名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額72百万円以内と決議されており、監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。なお、第77回定時株主総会が終結した時点での監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役2名)です。

当社は、2020年1月10日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会の設置を決議いたしました。報酬委員会は委員3名以上で構成し、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数は独立社外取締役としております。2020年4月1日開始の事業年度から当社の取締役の個人別の報酬等については、取締役会からの諮問に基づき、任意の報酬委員会での協議を経て取締役会での決議により決定いたします。

#### ② 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の	対象となる 役員の員数		
1文具凸刀	(百万円)	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	(人)
取締役(監査等委員を除く)	178	108	48	20	11
(うち社外取締役)	(9)	(9)	(-)	(-)	(3)
取締役(監査等委員)(うち社外取締役)	26 (9)	26 (9)	-	-	3 (2)

- (注) 1.上記には、2021年6月29日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名(監査等委員である取締役を除く。)を含めております。
  - 2.上記業績連動報酬は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 5名に対する当事業年度に係る取締役賞与支給見込額48百万円を計上しております。
  - 3.上記非金銭報酬等は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)5名に対する株式報酬制度の当事業年度に係る費用20百万円を計上しております。
  - 4.上記報酬等の総額のほか、2011年6月29日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただきました 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給として、退任した取締役2名に対して22百万円支給しております。
  - 5.上記報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額11百万円を支払っております。

## (5) 社外役員に関する事項

区	分	氏			名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
取	締役	小	林	克	典	麹町パートナーズ法律事務 所弁護士	当事業年度開催の取締役会14回中全でに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々な発言を行っておりました。また、任意の指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を主導しております。

X	分	氏			名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
取締	役	恒	麗	愛	子	ルネス総合法律事務所パー トナー弁護士	当事業年度開催の取締役会10回中9回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々な発言を行っておりました。委員会の委員としては、任意の報酬委員会及びサステナビリティ委員会の委員長を務め、報酬委員会では当事業年度に開催された委員会1回に出席り、決定過程における監督機能を主導しております。またサステナビリティ委員会では事業年度に開催された委員会1回に出席し、サステナビリティ全般に関する経営方針、経営目標、取り組み等における監督機能を主導しております。
取 締 (監査等す	役 <del>〔</del> 員)	宮	$\Box$	英	樹	宮田英樹税理士事務所代表 (株)久保工監査役	当事業年度開催の取締役会14回中全て、監査等委員会14回中全てに出席し、税理士としての専門的な知識及び経験から、適宜発言を行っておりました。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 (監査等す	役 委員)	味	岡	良	行	味岡法律事務所弁護士	当事業年度開催の取締役会14回中全て、監査等委員会14回中全でに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々な発言を行っておりました。また、任意の指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っております。

<sup>(</sup>注) 1.取締役小林克典氏及び高麗愛子氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。2.取締役(監査等委員) 宮田英樹氏及び味岡良行氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。

## 4. 会社の体制及び方針

#### 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

① 剰余金の配当について

剰余金の配当につきましては、連結配当性向30%を目途とし、今後の収益予想、企業体質強化、配当性向などを総合的に勘案し、配当を行うことを基本方針としております。

② 内部留保について

内部留保につきましては、取引先のニーズに応えるための物流施設の投資、情報化投資及び財務体質強化資金等に充てることとしております。

③ 自己株式の取得について

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を実行できるよう必要に応じて実施することとして おります。

当事業年度の配当は、2021年12月7日に中間配当として1株当たり34円を実施し、期末配当35円(支払い開始予定日2022年6月8日)と合計で1株当たり69円となります。なお、期末配当は、2022年5月13日の取締役会で決議しました。

(注) 次期の配当方針につきましては、2022年5月13日公表の「配当方針の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 純 資 産	の部
科目	金 額	科目	金額
(資 産 の 部)	339,475	(負 債 の 部)	120,440
流 動 資 産	74,655	流 動 負 債	44,367
現 金 及 び 預 金	30,227	支払手形及び買掛金	11,537
受取手形及び売掛金	35,110	電 子 記 録 債 務	6,200
電子記録債権	3,545	短 期 借 入 金	1,823
有 価 証 券	456	リ ー ス 債 務	85
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	531	未 払 法 人 税 等	3,645
そ の 他	4,797	賞 与 引 当 金	3,977
貸 倒 引 当 金	△12	役 員 賞 与 引 当 金	196
固定資産	264,819	設備関係支払手形	489
有 形 固 定 資 産	232,328	営業外電子記録債務	3,929
建物及び構築物	103,224	そ の 他	12,482
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,825	固 定 負 債	76,072
工 具、 器 具 及 び 備 品	1,323	社	50,000
土 地	110,792	長 期 借 入 金	13,210
リ ー ス 資 産	180	リ ー ス 債 務	88
建設仮勘定	7,981	繰 延 税 金 負 債	5,138
無形固定資産	2,173	退職給付に係る負債	5,696
投資その他の資産	30,317	役員退職慰労引当金	435
投 資 有 価 証 券	20,911	そ の 他	1,502
長期貸付金	559	(純 資 産 の 部)	219,035
繰 延 税 金 資 産	3,485	株 主 資 本	207,380
そ の 他	5,390	資 本 金	11,316
貸 倒 引 当 金	△29	資本 剰余金	12,332
		利 益 剰 余 金	190,340
		自 己 株 式	△6,609
		その他の包括利益累計額	11,098
		その他有価証券評価差額金	9,621
		為替換算調整勘定	1,807
		退職給付に係る調整累計額	△330
		新 株 予 約 権	227
		非 支 配 株 主 持 分	328
<b>資産合計</b> ※単位未満の端数処理は、切り捨て表示	339,475 によっております。	負 債 純 資 産 合 計	339,475

<sup>※</sup>単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 連結損益計算書

# (2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

										( <u>早似:日刀闩)</u>
			科						金	額
売			上			高	i			198,159
売		L	=	原		価	i			168,665
売		上	総		利	益	i			29,493
販	売	費	えび・	一 般	管	理 費				9,980
営		当	ŧ	利		益	i			19,512
営		業	外		収	益	i			
	受		取		利.	J		息	68	
	受		取	配		当		金	613	
	受		取	賃		貸		料	75	
	持	分 注	去 に	よる	3 投	資	利	益	460	
	為		替		差			益	532	
	助		成	金		収		入	130	
	受		取	補		償		金	17	
	雑			収				入	494	2,392
営		業	外		費	用				
	支		払		利.	J		息	210	
	社		債	発		行		費	50	
	雑			支				出	59	320
経		常	\$	利		益				21,584
特		另	IJ	利		益	i			
	古	定	資	産	壳	5	却	益	114	
	受		取	補		償		金	17	
	投	資	有 価	証	券	売	却	益	3	
	IJ	_	ス	資	産	解	約	益	3,285	3,421
特		另	IJ	損		失				
	古	定	資	産	壳	5	却	損	20	
	古	定	資	産	除	÷ :	却	損	3,339	
	投	資	有 価		券	評	価	損	4	
	投	資	有 価	証	券	売	却	損	4	3,368
税	金	等 調	整前	当 期		利益				21,637
法	人	税、信				業税	į,		6,850	
法	)	人		調	整				34	6,884
当		期	純		利	益				14,752
		株主				屯利 益				11
		: <b>株 主</b> の端数処	に帰属	<b>する当</b> J捨て表示						14,741

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	の部	負 債 純 資 産	の部
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	214,252	(負 債 の 部)	90,540
流 動 資 産	30,634	流 動 負 債	23,356
現 金 及 び 預	金 18,970	電子記録債務	13
売掛	金 121	1年内返済予定の長期借入金	1,800
有 価 証	券 456	未 払 金	155
短 期 貸 付	金 10,032	未払法人税等	130
	他 1,099	預り金	20,960
	金 △45	設 備 関 係 支 払 手 形	75
固 定 資 産	183,617	賞 与 引 当 金	35
有 形 固 定 資 産	30,924	役 員 賞 与 引 当 金	47
	物 8,076	そ の 他	138
構築	物 254	固 定 負 債	67,183
機 械 及 び 装	置 67	社 債	50,000
	具 0	長期借入金	13,000
工 具、 器 具 及 び 備	品 15	繰 延 税 金 負 債	3,633
	地 22,487	そ の 他	550
建 設 仮 勘	定 23	(純 資 産 の 部)	123,712
無形 固定資産	2	株 主 資 本	113,889
投資その他の資産	152,689	資 本 金	11,316
	券 17,740	資 本 剰 余 金	11,582
	式 100,728	資 本 準 備 金	11,582
	金 3,292	利 益 剰 余 金	97,599
	金 30,911	利 益 準 備 金	1,426
	他 18	その他利益剰余金	96,173
貸 倒 引 当	金 △3	配 当 準 備 積 立 金	50
		固定資産圧縮積立金	15
		別途積立金	87,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	9,107
		自 己 株 式	△6,609
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,594
		その他有価証券評価差額金	9,594
		新 株 予 約 権	227
	計 214,252 表示によっております。	負 債 純 資 産 合 計	214,252

<sup>※</sup>単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

			科				金	額
営		業		収	益	i		9,767
営		業		原	価	i		919
営		業	総	利	益	i		8,847
販	売	費及	びー	般 管	き 理 費	<del>!</del>		746
営		業		利	益	i		8,101
営		業	外	収	益	i		
	受		取		利	息	0	
	有	価	証	券	\$ 利	息	6	
	受	耳	Z	配	当	金	522	
	為		替		差	益	409	
	雑			収		入	25	963
営		業	外	費	用			
	支		払		利	息	41	
	社		債		利	息	126	
	社	債	<b></b>	発	行	費	50	
	雑			支		出	2	221
経		常		利	益			8,843
特		別		利	益			
	投	資 有	百 価			却 益	3	3
特		別		損	失			
	古	定	資	産	除	却 損	1	
	投	資 有				却 損	4	5
税	引	前	当 期	純	利 益	i		8,841
法	人	税、住		及び	事 業 税		494	
法	ال		等	調	整額		△79	415
当		期	純	利	益	<u> </u>		8,425

<sup>※</sup>単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

ニッコンホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 坂 真 子業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人 は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

ニッコンホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 業 務 執 行 社 員 公認会計士 文 倉 辰 永

指定有限責任社員 公認会計士 田 坂 真 子業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

ニッコンホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 金子和孝印

監査等委員 宮田英樹 🕮

監査等委員 味 岡 良 行 ⑩

(注) 監査等委員宮田英樹及び味岡良行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

<×	Ŧ	欄〉				
-						

()	ノ モ	欄〉		

## 株主総会会場ご案内

会場 東京都中央区明石町6番17号 ニッコンホールディングス株式会社 本社 5階 会議室 TEL 03-3541-5330



交 通······ 東京メトロ ●日比谷線 築地駅 3 a番出口より徒歩10分

●有楽町線 新富町駅6番出口より徒歩10分

都営バス

八重洲南口11番乗場 ●東京駅

深川車庫前行(東15)明石町バス停より徒歩2分

○駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあ げます。